

令和 7 年度

堂徳山国有林保安林総合改良整備事業

関 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 契約情報の公表様式

兵庫森林管理署

保安林総合改良整備事業請負契約書（案）

1. 事業名 堂徳山国有林保安林総合改良整備事業
2. 事業場所 別紙図面のとおり
3. 事業量 別紙事業内訳書のとおり
4. 事業期間 自 契約締結日の翌日
至 令和8年3月13日

5. 請負金額 ￥ . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
額 ￥ . -)
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6. 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印である。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前払金	分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7. 利用物件及び支給材料

品名	品質規格	数量	引渡場所	引渡年月日

8. 特 約 事 項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 事業内訳書の危険木整理伐に記載の重量とは、幹材積及び幹材積から一定の割合で計算した枝条材積を合算した標準材積に、換算係数を乗じて求めた標準重量である。
契約については標準重量で行い、事業実行の結果、出来高数量に差があっても変更契約は行わないものとする。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (5) 伐採木を定められた箇所以外へ持ち出すことを禁止する。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月20日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1
分任支出負担行為担当官
氏名 兵庫森林管理署長 古藤 信義 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

森林事務所	事業期間	作業種	記番	国有林	林小班	数量 (ha, 本)	適要
神戸	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月13日	危険木整理伐	416	堂徳山	252へ	0.05ha (70本)	重量（幹・枝条） 16.47t
				計		0.05ha (70本)	
		木杭打工	416	堂徳山	252へ	202本	
				計		202本	

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作 業 仕 様 書 総 則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、対象木をテープ等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（木杭物品）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

危険木整理伐 特記仕様書

1. 一般事項

危険木の処理に当たっては、契約書及び標準仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施するものとし、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けるものとする。

2. 作業可能日・作業時間帯

危険木の伐採及び搬出に係る作業可能日・作業時間帯は以下のとおりとする。

なお、やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、作業可能日及び作業時間帯を変更できるものとする。

(1) 作業可能日 平日（土曜日、日曜日、祝日を除いた日）

12月29日から1月3日までは作業しないこと

(2) 作業時間帯 9時から17時まで

なお、作業音を伴わない準備作業に関しては作業時間帯の制限時間に含まない。

3. 危険木の伐採方法

伐採作業に当たっては、残存木並びに隣接している公園、道路、人家、防災施設及び街灯（以下、「施設等」という。）の被害防止や、伐採業者及び第三者に対する安全確保に努め、以下に留意するものとする。

(1) 伐採木は白テープ及び個別のNo.テープを山側の胸高付近に明示しているの
で、別紙2「堂徳山国有林物件明細書」（以下、「別紙2」という。）を確認の
上、単木毎に錯誤がないように全て伐採すること。

(2) 施設等の保護のため、必要に応じて枝落とし等を行った後に伐採方向を定め
て伐採すること。または、安全な方法で小玉に玉切りを行いながら伐採する
こと。また、かかり木の除去及び傾斜木の処理に当たっては、安易な方法に
よることなく安全に対する処置について万全を期すとともに、必要に応じて
監督職員の指示に従い実施すること。

(3) 強風等により安全確保が困難な場合は、伐採作業を行わないこと。

(4) 当該区域は風致地区等の法令制限があるため、別紙2以外の立木には被害等
を与えないこと。別紙2以外の立木に被害等を与えたときは、速やかに監督
職員へ連絡の上、指示に従うこと。

(5) 施設等に隣接している場合は作業の安全確保を図り慎重に作業を行うこと。
また、必要に応じて隣接者等と作業の調整を図ること。

(6) 作業のためやむを得ず許可施設等以外に立ち入る場合は、受注者の責におい
て隣接管理者の承諾を得てから立ち入ること。

(7) 伐採地斜面に木杭打工が施工されている場合は、被害等を与えないように注
意して作業を行い、被害等を与えた場合は、監督職員へ連絡の上、指示に従
うこと。

4. 伐採木の除去作業

伐採木の除去作業に当たり、以下に留意するものとする。

- (1) 伐採木及び枝条等は、流出防止のため原則として林外に搬出すること。
また、伐採木及び枝条等を搬出することが困難な長さの場合には、必要に応じて玉切り等を行った上で搬出すること。
- (2) 搬出した伐採木及び枝条等は、原則として全て産業廃棄物として県または市町村が認定している処分場において処分することとし、適切に処理した事実を確認できる資料（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。
- (3) 産業廃棄物の処分の際には、枝条等より伐採木を優先すること。
ただし、重量が 16.47 t を超過した伐採木及び枝条等は、監督職員と協議の上、作業区域外の国有林内で流水のおそれのない平坦地及び緩傾斜地に存置することができる。
- (4) 国有林内に存置した伐採木及び枝条等は、地面に接地させ、立木の根際等にかけて可能な限り等高線上に存置することとし、国有林外に転動しないよう適切に処理すること。

5. 安全管理

伐採に先立ち、以下の安全事項に留意の上作業を実施するとともに、作業員及び第三者の安全を第一に作業を実施するものとする。

- (1) 作業開始 1 週間前を目途に、作業予告看板及び立入禁止措置に係る情報を記載した看板を公園入口や公園周辺に設置し、作業内容の周知を徹底すること。
- (2) 毎日の作業前には、作業地周辺の安全を確認するとともに、誤侵入防止のための施設（カラーコーン等による制限）を整備し、入込者等があった場合は作業を中止の上、作業地外の安全な場所へ誘導すること。
- (3) 高所作業を実施する際は、各種法令及び安全管理指針に基づき必要な墜落及び転落防止対策を適切に実施すること。

6. その他留意事項

作業の実施に当たり、以下に留意するものとする。

- (1) 施設等への影響を避ける施工を心掛け、必要に応じて事前に施設等に防護措置を実施の上、作業すること。
- (2) 発注者が確保した作業範囲（公園施設内）以外で作業場所を確保したい場合、監督職員に事前に協議の上、受注者が所要の手続きを実施し作業場所を確保すること。
- (3) 作業実施に当たり、不明な点は監督職員と協議の上、指示に従うこと。

堂徳山国有林 物件明細書

252林班へ小班

No.	樹種	胸高 直径	樹高	備考	No.	樹種	胸高 直径	樹高	備考
141	クスノキ	16	2		189	ニセアカシア	40	16	
142	アラカシ	32	16		190	アラカシ	16	8	
143	アラカシ	20	10		191	アラカシ	32	13	
144	ニセアカシア	10	7		193	ムクノキ	26	14	
145	ニセアカシア	10	7		196	トウジュロ	12	7	
146	アラカシ	10	7		197	ニセアカシア	10	6	
147	アラカシ	22	10		198	ニセアカシア	10	6	
148	アラカシ	22	10		199	ニセアカシア	14	4	
149	ニセアカシア	16	8		200	アラカシ	14	14	
150	ニセアカシア	12	7		201	アラカシ	12	10	
151	クスノキ	18	8		202	ニセアカシア	16	20	
152	クスノキ	8	6		203	ニセアカシア	14	18	
153	クスノキ	8	6		204	ニセアカシア	10	14	
154	クスノキ	8	6		205	アラカシ	24	22	
156	ニセアカシア	14	13		206	トウジュロ	10	12	
158	アカメガシワ	10	8		207	ニセアカシア	14	16	
159	アカメガシワ	10	8		208	アラカシ	20	12	
160	ニセアカシア	14	10		209	ニセアカシア	14	20	
163	クスノキ	18	15		210	トウジュロ	10	12	
164	クスノキ	32	15		211	クスノキ	10	12	
165	クスノキ	22	15		212	トウネズミモチ	14	6	
166	ムクノキ	14	9		213	トウネズミモチ	14	8	
167	アラカシ	20	12		214	トウネズミモチ	10	2	
168	ニセアカシア	12	12		215	トウジュロ	10	9	
170	ニセアカシア	20	10		216	クスノキ	44	15	
171	ナナミノキ	16	8		217	ムクノキ	34	16	
172	ナナミノキ	32	2		218	ムクノキ	20	8	
173	ムクノキ	46	13		219	ニセアカシア	14	11	
176	トウネズミモチ	8	6		220	ニセアカシア	14	11	
177	トウネズミモチ	8	6		221	ニセアカシア	14	11	
178	トウネズミモチ	8	6						
179	トウネズミモチ	8	6						
180	トウネズミモチ	8	6						
181	ニセアカシア	12	8						
182	ニセアカシア	12	8						
183	ムクノキ	20	9						
184	ムクノキ	20	9						
185	ムクノキ	16	9						
186	ムクノキ	24	9						
188	トウジュロ	8	5						

木杭打工 特記仕様書

第1条 目的及び適用

- 1 「堂徳山国有林」の木杭打工の施工に当たっては、契約書及び標準仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施するものとし、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けるものとする。

第2条 一般事項

- 1 受注者は木杭打工の施工に先立ち、施工区域斜面内の浮石、枯損木等施工に支障のある物を除去しなければならない。
- 2 受注者は木杭打工の施工において、不安定土塊・転石等の異常を発見したときは、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

第3条 施 工

- 1 木杭打込位置の設定に当たって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 木杭打込位置の配置は、別紙標準図に示された水平間隔 1.50m、斜面長間隔 1.20m を標準とする。
 - (2) 上下段の木杭打込位置は千鳥配置となるように位置を決定する。
 - (3) 立木・転石等の障害物により設計図書の木杭間隔に設置ができない場合は、木杭設置位置を上下・左右に移動させる。
- 2 木杭建込に当たって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 木杭の打込方向は斜面に対して直角方向を基本とし、木杭が自立できるよう 0.5m 程度の深さまでハンドオーガや掛矢により建て込む。
 - (2) 建込に際して、地中に木の根や転石など障害物により建込が困難な場合は建込位置を少し移動させる。
- 3 木杭打込に当たって、次の各号に従わなければならない。
 - (1) 建込まれた木杭をハンド杭打機(ビーガン)等により、深さ 1.0m まで打込む。
 - (2) 打込途中に打込方向が変化した場合、鉛直までの方向であれば所定の深さまで打込む。
 - (3) 所定の深さまでに打込が困難となった場合、打込深さが 0.8m 以上のときは打込を終了し、0.8m 未満のときは打込位置を移動させる。
 - (4) 所定の打込深さ未満で終了した場合は、木杭頭を羽根木上面の高さでカットする。なお、カット長さが 10cm 以上の場合は切り口に木材防腐剤(ナフテン酸銅)の塗布を行う。

4 羽根木設置工に当たっては、次の各号に従わなければならない。

- (1) 打込が終了した木杭の斜面上方に、羽根木が水平に斜面へ密着するよう斜面の凹凸を整形する。
- (2) 木杭中心側面で羽根木が斜面に密着する位置にガイド穴を空け、コーチボルトで木杭と羽根木を接合させる。

第4条 品質管理

1 木杭打工施工密度

- (1) 標準地検査として24.0m²(水平5.00m×法長4.80m)当たりの木杭設置本数を10±1本以内とする。
- (2) 標準地の箇所数は、設計本数200本当たり1箇所以上とする。ただし、1工事当たり3箇所以上とする。
- (3) 中間確認
木杭打工施工後に、後続作業により木杭打工の確認が困難となる場合は、木杭打工の施工が全て完了した段階で、監督職員の間接確認を受けるものとする。
- (4) 補修
危険木伐採等により、木杭打工に損傷が発生した場合は、監督職員に連絡の上、監督職員の指示に基づき補修等を実施するものとする。

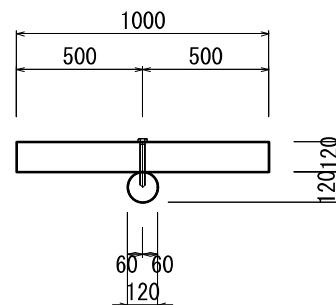
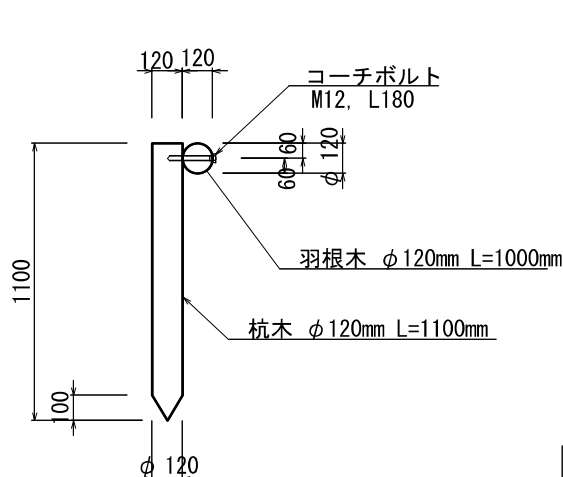
第5条 その他

施工に関して、疑義及び施工の困難が想定される場合は、事前に監督職員に連絡の上、監督職員の指示に従わなければならない。

木杭打工 標準図 (杭打T型1.0-φ120)

木材の保存処理仕様

注入前処理	深浸潤特殊・圧縮処理加工
加圧注入処理	JIS A 9002Iによる
保存処理薬剤	マイトレックACQ (JIS K 1570, ACQ-1)
品質規格	吸収量5.2kg/m3以上 浸潤長平均12mm以上 (JAS K4 相当)

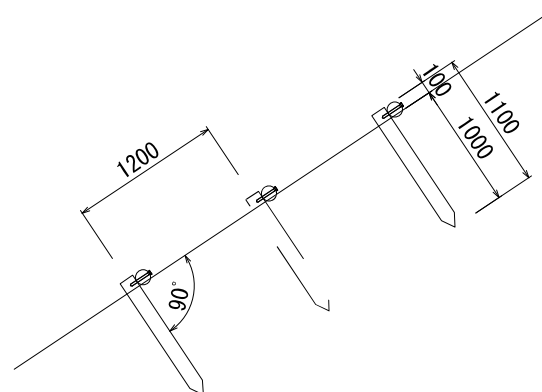
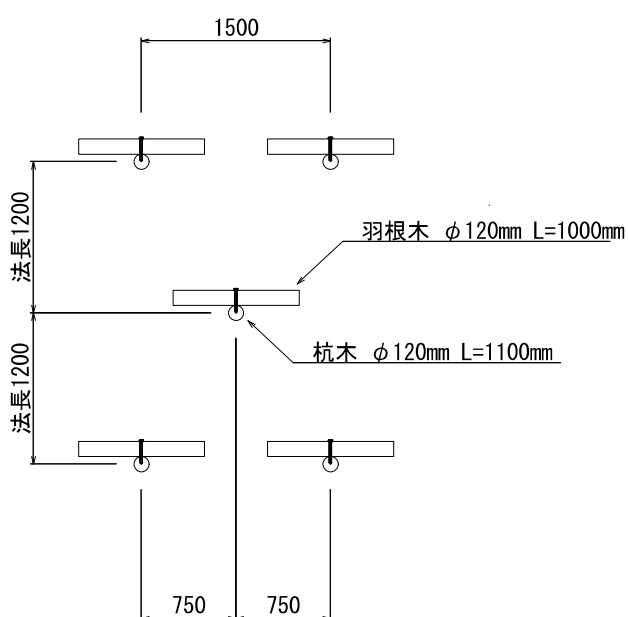


材 料 表

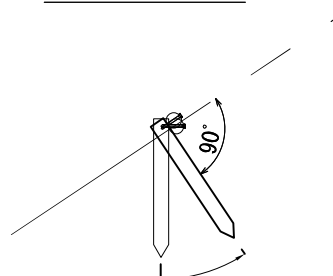
名 称	規 格 等	単 位	数 量	備 考
T 型 杭	φ120mm L=1.1+1.0=2.1m	本	1	杭 木 L1.1m 先端仕掛 羽根木 L1.0m 穴有
コーチボルト	M12 L180	本	1	

展開図

断面図



木杭打設角度



※ 杭木の打設は、斜面に直角から鉛直方向の間とする。

木杭物品購入仕様書

1. 木杭物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
杭木	L=1.1m、Φ=120mm、先端仕拵、保存処理加工	202本	
羽根木	L=1.0m、Φ=120mm、穴有、保存処理加工	202本	
コーチボルト	M12、L180	202本	

2. 上記1に示す木材の保存処理加工の仕様は次に示すとおりとする。

注入前処理	深浸潤特殊・圧縮処理加工
加圧注入処理	JIS A 9002による
保存処理薬剤	マイトレックACQ (JIS K 1570, ACQ-1)
品質規格	吸収量5.2kg/m ³ 以上、浸潤長平均12mm以上 (JAS K4 相当)

3. 木杭物品購入にあたっては、上記1及び2と同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

4. 木杭等は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

5. その他必要事項については監督職員の指示によること。

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者 住所

氏名

使用材料承認願い

令和 年 月 日に請負契約を締結した堂徳山国有林保安林総合改良整備事業について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

[illegible]

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名		事業場所					
発生日時		令和 年 月 日(曜日)		時 分		天 候	
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。						
被害状況	人的被害・物的被害を記載						
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 業
	連絡先						経験年数
	傷病名		傷病部位	休業見込期間・死亡日時			被災場所
今後の対策							
所見・状況							

注)労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

堂徳山国有林保安林総合改良整備事業



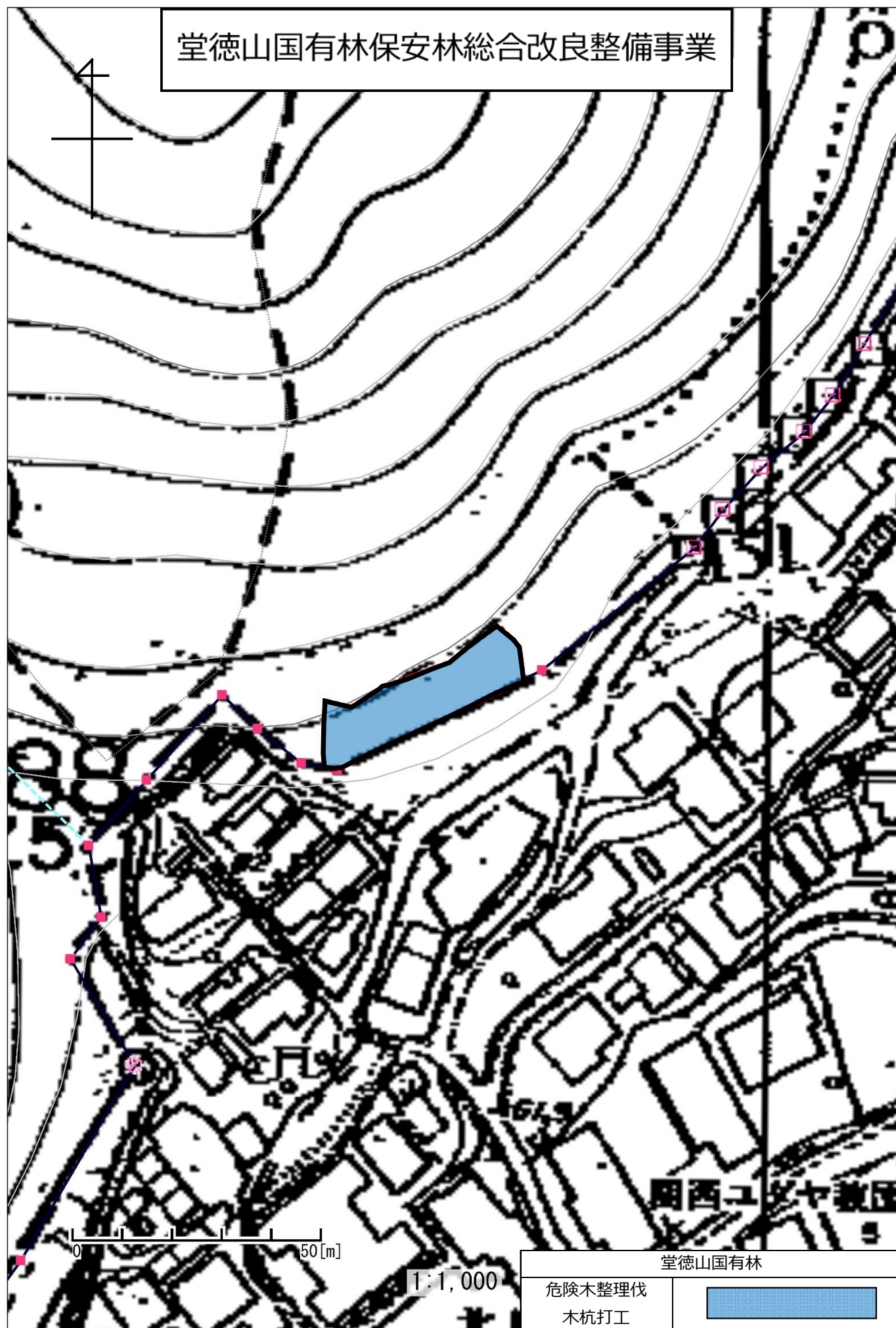
1 : 20,000

堂徳山国有林

危険木整理伐
木杭打工



堂徳山国有林保安林総合改良整備事業



(別紙) 契約情報の公表様式

令和 7 年度 請負事業の作業条件等 (造林)

兵庫森林管理署

事業名 : 堂徳山国有林保安林総合改良整備事業

作業種	国有林	林小班	実行数量	事業期間	作業条件			
					作業手段	人員輸送 距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
危険木整理伐	堂徳山	252へ	0.05ha (70本)	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月13日	機械 (人力併用)	5.40	24	神戸市役所 中央区役所
	計		0.05ha (70本)					
木杭打工	堂徳山	252へ	202本	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月13日	機械 (人力併用)	5.40	24	神戸市役所 中央区役所
	計		202本					